○総務省告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、政治結社國防彰心会及び全国同友会大阪本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百五十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

［その他の政治団体］の部政治結社國防彰心会のうち1中

「収入総額	686,992」を	
「収入総額	806,992」に、	
「本年収入額	680,000」を	
「本年収入額	800,000」に改め、	
同部政治結社國防彰心会のうち2中		
「支出総額	670,000」を	
「支出総額	790,000」に改め、	
同部政治結社國防彰心会のうち3中		
「個人の党費・会費	380,000	
（38人）	」を	
「個人の党費・会費	380,000	
（38人）	120,000	に改め、
寄附	120,000	
個人分	120,000」	
同部政治結社國防彰心会のうち4中		
「政治活動費	400,000	
組織活動費	400,000」	を
「政治活動費	520,000	
組織活動費	400,000	に改め、
その他の経費	120,000」	

同部政治結社國防彰心会のうち4の次に次のように加える。

5　寄附の内訳

（個人分）

居川彰次郎	120,000	大阪市

同部全国同友会大阪本部のうち

「6　資産等の内訳

（建物）

堺市	30,000,000	56. 1.15	を削る。
	72m²		」

○総務省告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、政治結社國防彰心会及び全国同友会大阪本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第四百二十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

［その他の政治団体］の部政治結社國防彰心会のうち1中

「収入総額	696,992」を	
「収入総額	816,992」に、	
「本年収入額	680,000」を	
「本年収入額	800,000」に改め、	
同部政治結社國防彰心会のうち2中		
「支出総額	691,200」を	
「支出総額	811,200」に改め、	
同部政治結社國防彰心会のうち3中		
「個人の党費・会費	330,000	
（33人）	」を	
「個人の党費・会費	330,000	
（33人）	120,000	に改め、
寄附	120,000	
個人分	120,000」	
同部政治結社國防彰心会のうち4中		
「政治活動費	431,200	
組織活動費	431,200」	を
「政治活動費	551,200	
組織活動費	431,200	に改め、
その他の経費	120,000」	

同部政治結社國防彰心会のうち4の次に次のように加える。

5　寄附の内訳

（個人分）

居川彰次郎	120,000	大阪市

同部全国同友会大阪本部のうち

「6　資産等の内訳

（建物）

堺市	30,000,000	56. 1.15	を削る。
	72m²		」

○総務省告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、政治結社國防彰心会及び全国同友会大阪本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百九十六号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

［その他の政治団体］の部政治結社國防彰心会のうち1中

「収入総額	605,792」を	
「収入総額	725,792」に、	
「本年収入額	600,000」を	
「本年収入額	720,000」に改め、	
同部政治結社國防彰心会のうち2中		
「支出総額	598,000」を	
「支出総額	718,000」に改め、	
同部政治結社國防彰心会のうち3中		
「個人の党費・会費	300,000	
（30人）	」を	
「個人の党費・会費	300,000	
（30人）	120,000	に改め、
寄附	120,000	
個人分	120,000」	
同部政治結社國防彰心会のうち4中		
「政治活動費	368,000	
組織活動費	368,000」	を
「政治活動費	488,000	
組織活動費	368,000	に改め、
その他の経費	120,000」	

同部政治結社國防彰心会のうち4の次に次のように加える。

5　寄附の内訳

（個人分）

居川彰次郎	120,000	大阪市

同部全国同友会大阪本部のうち

「6　資産等の内訳

（建物）

堺市	30,000,000	昭和	を削る。
	72m²	56. 1.15」	

○総務省告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、青雲同志会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百十二号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十三年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

［その他の政治団体］の部青雲同志会のうち1中

「収入総額	1,254,532」を	
「収入総額	1,056,652」に、	
「本年収入額	946,642」を	
「本年収入額	748,762」に改め、	
同部青雲同志会のうち2中		
「支出総額	363,834」を	
「支出総額	585,412」に改め、	
同部青雲同志会のうち3中		
「個人の党費・会費	271,000	
（13人）	を	
寄附	575,942	
個人分	575,942」	
「個人の党費・会費	277,000	
（13人）	372,062	に改め、
寄附	372,062」	
個人分		
同部青雲同志会のうち4中		
「経常経費	363,834	
備品・消耗品費	363,834」	を
「経常経費	585,412	
備品・消耗品費	585,412」	に改め、
同部青雲同志会のうち5中		
「小池松太郎	575,942	芦屋市　」を
「小池松太郎	372,062	芦屋市　」に改める。

○総務省告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、政治結社國防彰心会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第百六号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十四年分～平成二十三年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年二月二十八日

総務大臣　新藤　義孝